

青森県報

第八十一号

令和元年
十一月八日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域局) ……二

公 告

- 地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……二
 - 地域森林計画の変更案の縦覧……………(同) ……二
 - 右 同……………(同) ……三
 - 換地処分……………(農村整備課) ……三
 - 右 同……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域局) ……四

告 示

青森県告示第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス を行う 事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人青森民友厚生振興団	五所川原市大字金山字盛山四二の八	五所川原市大字金山字盛山四二の八	通所介護	デイサービスセンターラサンブレ御所	令和元・二・一
社会福祉法人三笠苑	平川市館田西和田一九五	平川市館田西和田一九五	訪問介護	石川ホームヘルパーステーション	〃

青森県告示第四百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉サービス の種類	障害福祉サービス を行う 事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人明和会	むつ市大字田名部字赤川内並木一四の二四五	むつ市大字田名部字赤川内並木一四の二四五	同行援護	となみホームヘルプサービス	令和元・二・一
有限会社大裕	青森市富田一丁目一七の六	青森市富田一丁目一七の六	就労継続支援B型	チョコエル	〃

青森県告示第四百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
車力	つがる市牛潟町鷺野沢二九の六二四 尾野 明彦 つがる市富范町屏風山一の八五七 秋田 浩一 つがる市富范町去来見二五の一 北沢 文敏	令和元年十一月八日から同 月二十二日まで	車力漁業協 同組合
赤水 産	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤水町字家岸五七 石岡 清美 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三 今 弘樹 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五 の一〇二 今 郁行	同右	赤水水産漁 業協同組合

公 告

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北

森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から同年十二月六日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十八年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部

部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から同年十二月六日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十九年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧にする。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から同年十二月六日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成三十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供

する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から同年十二月六日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、小泉地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、八幡地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和元年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年十一月八日

西北地域県民局長 平野 義一

Table with 4 columns: 役員別 (Employee Category), 氏名 (Name), 住 (Residence), 就任及び退任の年月日 (Date of Appointment/Resignation). Rows include categories like 理事 (Director), 監事 (Supervisor), and 理事 (Director) with names like 中西清彦, 成田稔, etc.

Table with 4 columns: 氏名 (Name), 住 (Residence), 就任及び退任の年月日 (Date of Appointment/Resignation), and 備考 (Remarks). Rows include names like 松本和春, 中西清彦, 岡田一喜, etc.

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭